

【法人のお客さま】2016年から地方税の取扱いが変わります（利子割の廃止）

平成25年度税制改正により、平成28年（2016年）1月から法人にかかる利子割（金融機関等がお支払いする預金利息等から地方税5%の特別徴収）が廃止されます。

法人のお客さまにつきましては、平成28年（2016年）1月1日以降にお支払いする預金利息から地方税の特別徴収をおこないませんので、確定申告の際はご注意ください。

なお、個人のお客さまについては変更ございません。

対象となるご預金

普通預金・定期預金

外貨普通預金・外貨定期預金 等

法人のお客さまの源泉徴収について

2016年1月1日以降のお支払い分	2015年12月31日お支払い分まで
15.315%	20.315%
国税 15.315%	国税 15.315%
地方税 0%	地方税 5%

国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

2013年1月1日から2037年12月31日までは復興特別所得税が課され、国税15.315%を源泉徴収いたします。